## 新潟県立大学アドバイザー教員規程

(平成21年4月1日規程第59号)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟県立大学学則(以下「学則」という。)第37条第2項 の規定に基づき、アドバイザー教員に関し必要な事項を定めるものとする。 (アドバイザー教員の構成)
- 第2条 アドバイザー教員は、本学の専任教員があたるものとする。 (職務)
- 第3条 アドバイザー教員は、学業成績に関する学生への情報提供を行い、学生の履修計画の指導及び学生生活全般についての助言を行う。

(任命)

第4条 学部長は、学科長の推薦に基づき、教員をアドバイザー教員として任命する。

(定数)

第5条 アドバイザー教員の定数は48名以上とする。

(学生相談窓口)

- 第6条 学生相談窓口を事務局に設置し、相談窓口担当者1名を学長が任命する。
- 2 相談窓口担当者は、アドバイザー教員との連携を図り、学生支援に努めるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、アドバイザー教員に関し必要な事項は、 別に定める。

## 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。